

主な出来事（2009年8月）

1. 8月も、新しい食品添加物の指定はありません。

2. 食品添加物の今後の指定予定

既に、薬食審・食品衛生分科会で了承された品目

- 1) L-グルタミン酸アンモニウム（調味料）
- 2) ステアロイル乳酸ナトリウム（乳化剤、安定剤）
- 3) 2-エチルピラジン（香料）
- 4) 2-メチルピラジン（香料）
- 5) ソルビン酸カルシウム（保存料）
- 6) 2-メチルブチルアルデヒド（香料）
- 7) 2-ペンタノール（香料）
- 8) プロピオンアルデヒド（香料）（この品目まで、パブコメ完了です。）
- 9) 6-メチルキノリン（香料）

8月に、新にパブコメに入った品目はありません。

3. 国際汎用添加物の新たな指定の動き

現在指定に向けた検討が行われています 46 品目の国際汎用添加物以外で、JECFA で評価され、米国及び EU で評価された際の資料の収集・整理、食品安全委員会から要請のあった追加資料の作成等についての報告書を、2010年3月22日までに国立医薬品食品衛生研究所に提出する業務の入札が、7月30日に実施されました。

現時点で、落札者は、公表されておりません。

新たな食品添加物の指定は、日本の市場にも影響しますので、ご注目下さい。

4. 2009年度の食品添加物の安全性試験

本年度も厚生労働省の予算で、食品添加物の安全性試験が実施されることとなり、近々、国立医薬品食品衛生研究所から一般競争入札が実施されます。予定の品目は、次の通りです。

1) 90日間試験反復投与毒性試験：

カラヨモギ抽出物（既存）、グリチルリチン酸二ナトリウム（指定）、ジベンゾイルチアミン塩酸塩（指定）、パラオキシ安息香酸イソブチル（指定）、パラオキシ安息香酸イソプロピル（指定）、モルホリン脂肪酸塩（指定）、食用赤色106号（指定）

2) 遺伝毒性試験（Ames、染色体異常、小核）

カラヨモギ抽出物（既存）、過酸化水素（指定）、サッカリンナトリウム（指定）、食用黄色5号（指定）、食用青色1号（指定）、硝酸ナトリウム（指定）、没食子酸イソプロピル（指定）及び国際汎用香料3品（平成18年度予定）：

DL-(3-アミノカルボキシプロピル) ジメチルスルホニウム クロライド、イソキノリン、ピロール

* 既存：既存添加物、指定：指定添加物

試料提供の要請が、日本食品添加物協会経由でなされています。

5. ジアシルグリセロールの安全性

ジアシルグリセロール（DAG、エコナ）の安全性が、食品安全委員会で審議されています。食品安全委員会の新開発食品専門調査会および添加物専門調査会の下に、新開発食品・添加物専門調査会ワーキンググループが設けられ、2005年11月～2009年2月までに、「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について」と題した審議が5回行われ、その上で、7月21日と8月24日の2回に渡って、新開発食品・添加物合同専門調査会が開催され審議されました。

8月24日に提出されました試験結果

- ①「ジアシルグリセロールの発がんプロモーション作用に関する研究」
- ②「ジアシルグリセロール（DAG）の大腸がん促進作用試験」
- ③「DAG油の中期多臓器発がん性試験」
- ④野生型ラットを用いた舌二段階発がん試験
- ⑤Tgラットを用いた舌二段階発がん試験（ポストイニシエーション期）
- ⑥Tgラットを用いた舌二段階発がん試験
(イニシエーション期・ポストイニシエーション期両方投与)
- ⑦Tgラットを用いた舌・乳腺二段階発がん試験
- ⑧野生型マウスを用いた皮膚二段階発がん試験

一部の委員から、「DAGの投与による大腸における発がんプロモーション作用の存在は否定できない。」、「DAG油投与による乳腺の発がん性の存在が懸念される。」、「DAGの皮膚組織に移行する割合になどを検討することが必要である。」など、事務局が用意した「評価書」（案）の修正を求める意見が出され、再審議されることになりました。今回は、9月2日（水曜日）です。

6. 特定保健用食品の消費者庁への移行

平成21年通常国会（第171回国会）におきまして、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律48号）及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成21年法律第49号。以下「整備法」という。）が成立し6月5日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされました。

8月10日の事務次官会議、8月11日の閣議決定を経て、8月14日に、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日を定める政令が交付され、9月1日に施行されることになりました。

- 1) 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正 整備法による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項（同法第29条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特別用途表示の許可に関する事項が消費者庁に移管されることに伴い、第1のAの4（特定保健用食品の安全性審査に関する規定）を削る

ほか、所要の改正が行われました。

2) 特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手續（平成 13 年厚生労働省告示第 96 号）の廃止
上記 1 において、食品、添加物等の規格基準に規定する特定保健用食品の安全性審査に係る
規定を削除することから、当該規定の審査の手續について規定する本告示を廃止することと
されました。

9 月 1 日付で、特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手續は、消費者庁に移管されます。

7. 埼玉養蜂株式会社におけるはちみつの不適正表示

関東農政局及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターは、本年 6 月 25 日～7 月 16 日ま
で、埼玉養蜂株式会社（埼玉県鴻巣市本町）を調査し、「(1)埼玉養蜂を表示責任者とする商品名
「国産純粋はちみつ（内容量：210g 瓶）」ほか 13 商品の原料はちみつについて、国産はちみつに
中国産、アルゼンチン産及びハンガリー産等の外国産はちみつを最大 70%程度混合して原材料に
使用したにもかかわらず、一括表示の原材料名に「国産はちみつ」と表示し、また、商品名に近
接した箇所に「国産」と表示し、あたかも採蜜国が日本であるかのように表示していたこと、
(2)これらの商品について、不適正な表示であると認識していたにもかかわらず、少なくとも平成
203 月から平成 21 年 5 月までの間、一般消費者向けに 43,187kg（70,498 個）を販売していたこ
と」（行為）は、加工食品品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号）第 6 条
第 2 号及び第 3 号の規定に違反するので、JAS 法第 19 条の 14 第 1 項の規定に基づく指示（是正
処置、原因究明、チェック体制の強化、役員・社員への品質表示制度の啓発、農林水産大臣あて
の報告）をしました。

8. EU の SCFCAH（フードチェーン及び動物衛生常任委員会）の違法色素混入に対する指摘
ベニバナへのオレンジII 混入事例、スパイスへのバターイエロー混入事例について議論され、
これらの違法色素のルーチン検査にはHPLC 法が適切であり、その際の定量限界 (LOD) 500 ppb
をアクションリミットとすることで合意され、同時に、EU委員会は、英国代表団に対し、「違法
色素分析ネットワーク (illegal dyes analytical network)」) に関する2006 年の報告書ドラフ
トのレビュー及びルーチン検査法としてより低いLOD の可能性の検討を提案したとのことです。

http://ec.europa.eu/food/committees/regulatory/scfcah/toxic/index_en.htm

<報告者の注>

食用タール色素は、副生色素として、単独では違法なタール色素を含むことがあります。例え
ば、食用黄色5号には、2%以下のオレンジ□（スルファニルアゾβ-ナフトール色素）の含有が許
容されています。従いまして、食用黄色5号を含有する食品にあつては、極微量のオレンジ□が検
出されたからといって、直ちに違法ではありませんので注意が必要です。

8. EUのCEFパネル（食品と接触する物質・酵素・香料及び加工助剤に関する科学パネル）による食品用酵素の安全性評価のために提出すべき文書に関する報告書（2009年8月11日）
Outcome of the Public Consultation on the Guidance of the Scientific Panel of Food Contact Material, Enzymes, Flavourings and Processing Aids(CEF) on the Submission of a Dossier on Food Enzymes Prepared by the CEF Unit (Question No EFSA-Q-2007-080)
Issued on 11 August 2009

http://www.efsa.europa.eu/cs/BlobServer/External_Rep/cef_ej341_technicalreport_publicconsultation_enzymes_en.pdf?ssbinary=true

食品添加物についても、8月発表予定とされていましたが、現時点で公表されていないと思われます。

9. 遺伝子組換え食品に関するEUの新たな動き

EU委員会は、2009年春、GM食品及び飼料に関するEUの法的枠組みについて独立した評価を開始しました。主な目的は、リスク評価と法的認可プロセス、認可されていないGM食品及び飼料の偶発的存在とゼロトレランス、認可されたGM食品及び飼料製品の表示に関する規則で、2009年6月には、トウモロコシや大豆飼料の輸入に関する“asynchronous approval”の影響についての研究ファンドを発表し、2010年後半には作業が完了する見込みとのことです。

GM Crops and Foods: Follow-up to the *Food Matters* Report by Defra and the FSA
August 2009 <http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/foodmattergmreport.pdf>

9. 魚の水銀汚染が全国的に広がっているとの米国の発表

米国内務省の地質調査所（USGS : Geological Survey）は、8月19日、全国291の河川から採取したすべての魚に水銀が検出さ、約1/4の魚には、魚を平均量摂取する人についてEPAが設定した基準を超過するレベルの水銀が含まれていたと発表しました。

「大気、河川流域、淡水魚の多くに水銀汚染が広がっていることが示され、水銀濃度が最も高かった魚のいくつかは、ノースカロライナ、サウスカロライナ、ジョージア、フロリダ州などの茶の色（tea-color）あるいはブラックウォーターとよばれる河川から採取された魚であった。この地域は他の地域に比べ、湿地帯が多く比較的開発が進んでいない森林地域である。また、北東部や中西部の上部地域の比較的開発が進んでいない流域あるいは鉱山がある西部の流域から採取された魚でも水銀濃度が高かった。USGSの調査は、1998～2005年に全国の291の河川から魚、河床堆積物、水を採取し、水銀汚染を調べたものである。大気中の水銀がこれらの河川の主な汚染源であるが（石炭火力発電所が最大の排出源とされている）、59の河川は金や水銀鉱山の影響を受けている可能性もある。USGSの調査は一部の地域や魚種を対象としており、米国全体の淡水の環境を代表するものではない。EPAは、石炭火力発電所からの水銀排出規制などの取組みを進めている。」とのことです。

News Release: Study Reveals Mercury Contamination in Fish Nationwide
http://www.doi.gov/news/09_News_Releases/081909.html

11. 韓国－食品等の表示基準改正案立案予告－

早ければ今年 12 月から、ガム包装紙にガム添加物である酸化防止剤の表示が義務化されます。韓国食品医薬品安全庁（KFDA）は、食品などに対する正確な情報を提供して不合理な手続き的規制を緩和するため「食品等の表示基準」改正案を行政予告する予定だと発表しました。内容は次の通りです。また、KFDA は、「今後とも消費者の選択権を保障すると同時に業界の競争力向上をはかるように食品表示制度を合理的に改善して行く」との方針を明らかにしました。

「ガムベースに使用された添加物」を「ガムベース」と一括表示する規定を改正し、酸化防止剤など添加物を使った場合には必ずその名称を表示するようにし、冷凍ケーキなど一部冷凍食品を解凍して流通・販売しようとする場合には「解凍日付」と「解凍してからの流通期限」を表示し、「一度解凍した製品なので再冷凍を禁止する」との注意文言も表示しなければならない。

また、加熱料理用硝子食器に直火用、オーブン用、電子レンジ用など用途別に仕分け表示して、加熱料理用硝子食器以外の硝子食器は加熱料理しないように注意文言を表示する。

http://kfda.korea.kr/gonews/branch.do?act=detailView&dataId=155368775§ionId=p_sec_1&type=news&currPage=1&flComment=1&flReply=0

12. 韓国：異物関連消費者不満の管轄官庁への報告の義務化

食品製造・販売業社は今後異物に関する消費者不満事項を受け付けた場合には該当の地方自治体への報告が義務化されることになりました。（KFDA、8 月 25 日公表）

8 月 12 日食品衛生法施行規則の改訂公布により、「報告対象異物の範囲及び手続き・調査などに関する規定(案)」を 9 月中に告示する予定であるとしています。

食品衛生法施行規則第 60 条で定められた報告対象異物には、金属やガラス破片など人体に直接的な損傷を与える可能性がある異物、寄生虫及び動物の死体など嫌悪感を与える異物、その他摂取に不適切であると食品医薬品安全庁が認める異物などがあり、消費者から異物関連不満事項を受け付けた食品業社は速かに地方自治体に報告をしなければならないとされ、地方自治体に報告された異物中「金属性異物」「ガラス破片」など人体に直接的な損傷を与える可能性がある異物と '動物の死体' のような嫌悪感を与える異物は KFDA に報告され、精密調査が行われ、調査結果は調査機関から消費者に知らせるとのことです。

消費者から異物発見申告を受け付けていながら、これを該当の官庁に報告しなかった食品業社には過料 300 万ウォン（約 22 万円）が賦課されるとのことです。

食品医薬品安全庁は "今後とも食品異物による消費者被害を防止するために異物発生原因を迅速に調査して究明すること、該当の業社に再発防止のための教育 広報と技術サポートなどを拡大する予定であると発表しています。

http://kfda.korea.kr/gonews/branch.do?act=detailView&dataId=155367264§ionId=p_sec_1&type=news&currPage=1&flComment=1&flReply=0

13. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（8月）

- ・ 穀物メジャーのカーギル、大手商社の物産、商事、伊藤忠が輸入した生鮮コーヒー豆及び生鮮カカオ豆の行政検査でカビの発生が認められ、廃棄、積戻し等が指示された。
- ・ 商事が輸入したトウモロコシの命令検査で、高濃度のアフラトキシン（23ppb、18ppb）が検出され、廃棄、積戻し等が指示された。
- ・ 8社が中国から輸入した生鮮ネギの自主検査で残留農薬が検出され、廃棄、積戻し等が指示された。
- ・ 中国から輸入された加熱後冷凍食品（和風角煮ちまき）の命令検査でクレンプテロール（違法薬物）が検出され、廃棄、積戻し等が指示された。
- ・ 中国から輸入された無過熱摂取冷凍食品（ボイルシヤコ）のモニタリング検査で、放射線照射された食品が検出され、廃棄、積戻し等が指示された。

以上